

宮城県農業再生協議会規約

平成16年4月6日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、宮城県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務局)

第2条 県協議会は、主たる事務局を仙台市青葉区本町3丁目8番1号に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の円滑な実施により、農業経営の安定と生産力の確保による食料自給率の向上を目指し、米の需給調整及び農作物の生産振興、集落営農の法人化等による担い手育成確保、農地の集積による規模拡大、施設園芸の省エネルギー対策等を推進する。

(業務)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 需給調整の推進に関すること
- (2) 市町村別の主食用米及び戦略作物等の生産の目安に関すること
- (3) 経営所得安定対策等の推進に関すること
- (4) 担い手の育成・確保に関すること
- (5) 農地の利用集積に関すること
- (6) 耕作放棄地の再生利用に関すること
- (7) 施設園芸等燃料価格高騰対策に関すること
- (8) 肥料価格高騰対策事業に関すること
- (9) 国内肥料資源利用拡大対策事業に関すること
- (10) 畑作物産地形成促進事業に関すること
- (11) コメ新市場開拓等促進事業に関すること
- (12) その他県協議会の目的を達成するために必要なこと

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は次に掲げる者をもって構成する。

宮城県知事

宮城県市長会会長

宮城県町村会会长

一般社団法人宮城県農業會議会長

宮城県農業協同組合中央会会长

全国農業協同組合連合会宮城県本部運営委員会会長

宮城県米穀集荷協同組合代表理事

宮城県米穀肥料商業協同組合理事長

宮城県農業共済組合組合長理事

宮城県担い手育成総合支援協議会会长

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長（宮城県農地中間管理機構）

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 第1項の役員は第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は県協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して県協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、経営所得安定対策の実施期間とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 県協議会は、役員が県協議会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無給とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があつたとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があつたときは、会長はその請求があつた日から30日以内に総会を招集しなければならない。

1 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公表及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決する。この場合において、議長は総会の議決に加わることができないが、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 規約諸規程の制定及び改廃に関すること
- (4) 市町村別の主食用米及び戦略作物等の生産の目安に関すること
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 管理運営委員会

(管理運営委員会の構成等)

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、管理運営委員会を置く。

- 2 管理運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 宮城県農政部長
 - (2) 宮城県市長会農政部会長
 - (3) 宮城県町村会事務局長
 - (4) 一般社団法人宮城県農業会議事務局長
 - (5) 宮城県農業協同組合中央会常務理事
 - (6) 全国農業協同組合連合会宮城県本部長
 - (7) 宮城県米穀集荷協同組合事務局長

- (8) 宮城県米穀肥料商業協同組合総務部長
 - (9) 宮城県農業共済組合参事
 - (10) 宮城県担い手育成総合支援協議会事務局長
 - (11) 公益社団法人みやぎ農業振興公社担い手育成部長（宮城県農地中間管理機構）
- 3 管理運営委員の中から委員長及び副委員長各々1名を互選する。
- 4 管理運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

（管理運営委員会の権能）

- 第21条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、管理運営委員会において管理運営及び執行する。
- (1) 総会に付議すべき事項の協議に関すること
 - (2) 第4条に定める業務の執行に関すること
 - (3) その他管理運営委員会において必要と認めた事項に関すること

第6章 事務局等

（事務局）

- 第22条 県協議会の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局の構成は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 宮城県農政部
 - (2) 宮城県農業協同組合中央会
 - (3) 全国農業協同組合連合会宮城県本部
 - (4) 宮城県担い手育成総合支援協議会
 - (5) 公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）
 - (6) 一般社団法人宮城県農業会議
- 3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 事務局に事務局長、副事務局長を置き、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 5 事務局長は、事務局を総括して会務を処理する。
- 6 副事務局長は、事務局長を補佐して県協議会の会務を掌理し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときはその職務を行う。
- また、副事務局長は、会務のうち庶務（資金管理、各種会議の招集、消耗品の購入等）を専決することができる。

（業務の執行）

- 第23条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。
- (1) 事務処理規程
 - (2) 会計処理規程
 - (3) 文書取扱規程
 - (4) 公印取扱規程
 - (5) 内部監査実施規程
 - (6) その他管理運営委員会において特に必要と認めた規程

（書類及び帳簿の備付け）

- 第24条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
 - (2) 役員等の氏名、住所を記載した書面
 - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

（事業年度）

- 第25条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

- 第 26 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
 - (2) 施設園芸等燃料価格高騰対策の補助金
 - (3) 施設園芸等燃料価格高騰対策の積立金
 - (4) 肥料価格高騰対策事業補助金
 - (5) 国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金
 - (6) その他の収入

(資金の取扱い)

- 第 27 条 県協議会の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

- 第 28 条 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 29 条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、管理運営委員会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

- 第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

- 第 31 条 会長は、実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を東北農政局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第 8 章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

- 第 32 条 この規約及び第 23 条各号に掲げる規程に変更があった場合、県協議会は、遅滞なく東北農政局長に届け出なければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

- 第 33 条 第 4 条第 7 号以外の各号の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、国費相当額については、実施要綱その他の規程の定めるところにより東北農政局長に返還する。

2 第 4 条第 7 号の事業が終了した場合及び都道府県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、一般社団法人日本施設園芸協会からの補助金相当額にあっては、一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成 25 年 3 月 13 日付け日施園第 98 号策定。以下、「事業主体要領」という。）に基づき一般社団法人日本施設園芸協会に返還するものとする。

3 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 9 章 雜則

(細則)

第34条 この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、管理運営委員会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月6日から施行する。
- 2 本県協議会の設立当初の役員は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 3 本県協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本県協議会の設立初年度の会計年度は、第25条の規定にかかわらず県協議会規約の施行日から平成17年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年12月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年7月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月7日から施行する。

但し、経営所得安定対策に係る事項については、国の平成25年度予算の成立後に施行するものとする。

附 則

この規約は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成27年2月4日から施行する。

- 2 平成27年1月9日から平成27年2月4日までに行った稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務については、第4条（11）の規定により行ったものとみなす。

附 則

この規約は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成27年12月18日から施行する。
- 2 宮城県農業共済組合の名称変更については、平成27年6月1日から適用されたものとみなす。

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月26日から施行する。
- 2 一般社団法人宮城県農業会議の名称変更については、平成28年4月1日から適用されたものとみなす。

附 則

- 1 この規約は、平成28年12月19日から施行する。
- 2 一般社団法人宮城県農業会議の役職名変更については、平成28年4月1日から適用されたものとみなす。

附 則

- 1 この規約は、平成29年4月25日から施行する。
- 2 但し、施設園芸等燃油価格高騰対策については、平成29年5月1日から施行する。
- 3 公益社団法人みやぎ農業振興公社の役職名変更については、平成29年4月1日から適用されたものとみなす。

附 則

この規約は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月23日から施行する。
- 2 但し、宮城県農林水産部組織改編に伴う名称変更については、平成31年4月1日から適用されたものとみなす。

附 則

この規約は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年8月17日から施行する。
- 2 令和2年6月23日から令和2年8月16日までに行った高収益作物次期作支援に係る事務については、第4条（9）の規定により行ったものとみなす。

附 則

- 1 この規約は、令和3年6月3日から施行する。
- 2 令和3年1月29日から令和3年6月2日までに行った新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務については、第4条（10）の規定により行ったものとみなす。

附 則

- 1 この規約は、令和4年5月19日から施行する。
- 2 令和4年3月4日から令和4年5月18日までに行った肥料コスト低減体系緊急転換事業に係る事務については、第4条（11）の規定により行ったものとみなす。

附 則

- 1 この規約は、令和4年9月7日から施行する。
- 2 令和4年8月3日から令和4年9月6日までに行った肥料価格高騰対策事業に係る事務については、第4条（12）の規定により行ったものとみなす。

附 則

- 1 この規約は、令和5年5月17日から施行する。
- 2 第4条（11）～（13）について、この規約の施行日前までに行った事務は、第4条（14）の規定により行ったものとみなす。

附 則

この規約は、令和6年5月16日から施行する。